

## 参考

### 生活介護事業所における医師の配置(医師配置未実施減算)の報酬面からの考え方

生活介護事業所は人員基準上、医師の確保(嘱託医で可)の義務があるが、医師の確保をせずに、看護師等による健康観察を行い、必要に応じて医療機関を受診することも認められている。ただし、この場合、報酬算定上の医師配置未実施減算が適用される。

一方で、嘱託医契約を締結し医師の確保をしているものの、年2回程度の医師の訪問のみとしている事業所がある。

報酬請求の適正化及び公平化を図るために、別紙「指定生活介護事業における医師未配置減算の取扱いについて(通知)」により、原則月1回以上の医師の訪問がない場合は、嘱託医を配置しているとみなさず、医師配置未実施減算対象とする旨を周知したが、以下のとおり試算を行った。

(医師配置未実施減算と嘱託医報酬の試算)

- 医師配置未実施減算の単価  
▲120円/日
- 利用定員20人、営業日数23日/月 ⇒ 延べ利用者数 300人/月 とした場合  
▲120円×300人 = ▲36,000円 が毎月減算となる
- 36,000円/月は医師確保のために要する費用である。  
 $36,000円 \times 12月 = 432,000円$
- 事業所が支払う嘱託医報酬  
30,000円/1回の訪問とした場合  
 $30,000円 \times 2回 = 60,000円$

年2回しか訪問しない嘱託医契約の場合、事業者が負担する嘱託医報酬(60,000円/年)に対して、減算されない報酬(432,000円/年)が高額であり、毎月嘱託医が訪問している事業所及び同条件であるが減算を適用している事業所と比較した場合、適正・公平とは言えない。